

千葉県報

号外
令和6年7月26日

主要目次

- 企業局管理規程
千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程 一
- 病院局管理規程
千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 二

企業局管理規程

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和六年七月二十六日

千葉県企業局長 三神 彰

千葉県企業局管理規程第八号

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程

千葉県企業局就業規則（昭和二十八年千葉県水道局企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第七災害応急作業手当の項を次のように改める。

災害応急作業手当	災害応急	作業手当
次	次の各号に掲げる作業に従事する職員	日額七一〇円（局長が著しく危険であると認める区域で従事した場合にあつては当該額にその百分の百を、日没時から日出時までの間に従事した場合（局長が著しく危険であると認める区域で従事した場合を除く。）にあつては当該額にその百分の五十を加算した額）
一	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある次に掲げる現場（以下「重大災害現場」という。）において行う巡回監視（大規模な災害として局長が定める災害に係る作業を除く。）	日額七一〇円（局長が著しく危険であると認める区域で従事した場合を除く。）
イ	河川の堤防等	日額一、〇八〇円（局長が著しく危険であると認める区域で従事した場合を除く。）
ロ	道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第四十六条第一項第一号の規定により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺	日額一、〇八〇円（局長が著しく危険であると認める区域で従事した場合を除く。）
ハ	港湾施設又は鉄道施設等	日額一、〇八〇円（局長が著しく危険であると認める区域で従事した場合を除く。）
ニ	重大災害現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害	日額一、〇八〇円（局長が著しく危険であると認める区域で従事した場合を除く。）

状況の調査

- 三 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項に規定する市町村災害対策本部が設置された地方公共団体の区域（県内において同項に規定する市町村災害対策本部が設置された場合にあつては、発生し、又は発生するおそれがある災害の程度が当該区域における災害の程度に類する区域として局長が定める区域を含む。）に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業（大規模な災害として局長が定める災害に係る作業を除く。）
- 四 第一号又は第二号に掲げる作業に相当すると局長が認める作業（大規模な災害として局長が定める災害に係る作業を除く。）

た場合にあつては当該額にその百分の百を、日没時から日出時までの間に従事した場合（局長が著しく危険であると認める区域で従事した場合を除く。）にあつては当該額にその百分の五十を加算した額）

日額七一〇円（深夜に従事した場合にあつては当該額にその百分の五十を加算した額）

日額一、〇八〇円（深夜に従事した場合を除く。）

日額一、〇八〇円（局長が著しく危険であると認める区域で従事した場合を除く。）

	<p>五 第三号に掲げる作業に相当すると局長が認める作業（大規模な災害として局長が定める災害に係る作業を除く。）</p> <p>六 大規模な災害として局長が定める災害に係る作業であつて、第一号に掲げる作業又は第四号の作業のうち第一号に掲げる作業に相当する作業</p> <p>七 大規模な災害として局長が定める災害に係る作業であつて、第三号に掲げる作業又は第五号に掲げる作業</p>	<p>従事した場合を除く。）にあつては当該額にその百分の五十を加算した額）</p> <p>日額七一〇円の範囲内で局長が定める額（深夜に従事した場合にあつては当該額にその百分の五十を加算した額）</p> <p>日額一、〇八〇円（局長が著しく危険であると認める区域で従事した場合であつては当該額にその百分の百を、日没時から日出時までの間に従事した場合（局長が著しく危険であると認める区域で従事した場合を除く。）にあつては当該額にその百分の五十を加算した額）</p> <p>日額一、〇八〇円（深夜に従事した場合にあつては当該額にその百分の五十を加算した額）</p>
--	--	---

附則

(施行期日等)

- この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の千葉県企業局就業規則（以下「改正後の就業規則」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。
(特殊勤務手当の内払)
- 改正前の千葉県企業局就業規則の規定により、令和六年一月一日からこの管理規程の施行の日の前日までの間に職員に支給された特殊勤務手当は、改正後の就業規則の規定

による特殊勤務手当の内払とみなす。

病院局管理規程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和六年七月二十六日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎

千葉県病院局管理規程第七号

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二十四 四 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の項中「搬送」の下に「連絡調整等業務」を加え、「場合に」を「場合（連絡調整その他の局長が定める業務（以下「連絡調整等業務」という。）に従事した場合を除く。）に」、「を除く」を「及び連絡調整等業務に従事した場合を除く。」又は深夜に従事した場合（連絡調整等業務に従事した場合に限る）」に改める。

附則

(施行期日等)

- この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の千葉県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。
(特殊勤務手当の内払)
- 改正前の千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の規定により、令和六年一月一日からこの管理規程の施行の日の前日までの間に職員に支給された特殊勤務手当は、新給与規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先